

## 隋唐に帰属せる粟末靺鞨人突地稽一党：附説 唐に 帰属せる粟末靺鞨烏素固部”靺鞨七部考第四章”

日野，開三郎

<https://doi.org/10.15017/2339004>

---

出版情報：史淵. 45, pp.1-47, 1950-11-15. 九州大学文学部  
バージョン：  
権利関係：

# 隋唐に歸属せる粟末靺鞨人突地稽一党

附説 唐に歸属せる粟末靺鞨烏素固部

——靺鞨七部考第四章——

日野 開 三 郎

## 目 次

### 緒 言

第一章 七部の住域(三六・三七合輯号)

第二章 七部の前身とその属種(三八・三九合輯号)

第三章 粟末靺鞨の対外関係(自四一至四四輯)

第四章 隋唐に歸属せる粟末靺鞨人突地稽一党。附説、唐に歸属せる粟末靺鞨烏素固部

### 第一節 歸属の次第

第一項 原住地と歸属の経路

第二項 歸属の原因と時期

第二節 歸属に対する隋唐の処置と彼等の活躍

第一項 隋代の場合

第二項 唐代の場合

第三節 歸属後に於ける集団の内部構成

隋唐に歸属せる粟末靺鞨人突地稽一党

隋唐に帰属せる粟末靺鞨人突地稽一党

第一項 住地と居住形態

第二項 經濟生活

第三項 戸口及び社会構成

第四項 統治組織

附 說 唐に帰属せる粟末靺鞨烏素固部

第一項 原住地と帰属の経路・原因・時期

第二項 帰属に対する唐の処置

第三項 帰属後に於ける部の内部構成

第四章 隋唐に帰属せる粟末靺鞨人突地稽一党

隋の時、粟末靺鞨の一巨酋突地稽（度地稽）なる者が部下の集団を率ゐて来投帰属し、隋滅びて唐が興るとそのまま此に臣附したこと、及びその来投前後の経緯に就いては前章に考説したが、彼及び彼の子孫の一党は永く唐に帰属定住し、相当目覚しい活躍を演じたため、彼等に関する史料が若干伝へられ、その研究も或る程度迄可能の様である。粟末靺鞨中の一部族的集団にすぎざる此の一党の研究は、一見、余りにも些細な枝葉的問題に拘れすぎる感を抱かせないでもないが、事實は決してさうでない。粟末靺鞨に属した彼等一党に関する詳考はやがて粟末靺鞨一般の研究に重要な参考となり、延いては同系族の七部靺鞨全般の研究にも重要な参考となるのであつて、たとへ彼等一党自体の問題は過大評価を許されぬにしても、彼等一党の研究が有つ全靺鞨史研究に対する意義は決して看過出来ないのである。況して七部に関する史料が極度に乏しく、その直接的研究が甚しく史料不足の制約を受けてゐる現状を思ふ時、

此の制約突破に必要な間接的研究の重要な資料となる可き彼等一党の考察が有つ意義は益々高く評価せらる可きである。本稿が只千余家を率ゐて来た亡命集團を特に章題に掲げて詳考を意図したのは、單にその残された關係史料がその体系的研究を或る程度迄可能ならしめてゐると云ふ便宜丈に因つたのではなく、彼等一党に関する詳考が全靺鞨史研究に対して有つ大きな資料的意義をも認めたからである。尙又彼等一党自体が靺鞨史上に相当大きな意義を残してゐることも見逃せない事実で、全靺鞨史研究の資料的意義以外に此の問題自体の有つ史的意義を明かにすることも忽かにしてはならぬのである。されば本稿は此の問題を彼等自体の問題として究明すると共に、併せて七部史の資料的問題としても扱ふつもりである。

突地稽一党の来属に就いては已に前章にその一部を取出して論及したが、それは専ら、靺鞨と隋・唐との關係を明かにする上に必要な部分を必要な角度から扱つたものにすぎぬ。よつて既述の部分をも此所に織込んで総合的・全般的立場から再説することとする。但し考証的部分は反覆の必要がないので只その結果だけを採ることとする。

### 第一節 歸属の次第

先づ明かにしなければならぬのは、彼等一党の帰属の次第、即ち原住地、来投の徑路、原因、時期等であるが、此等に就いては已に前章に考証してゐるので此所に再び詳考を重ねる必要はない。然しその大要を回顧しておくことは爾余の諸問題を考察する上に便宜が多いので敢てその概要を再説しておく。但し細密な考証等は一切略す。

#### 第一項 原住地と来投の徑路

突地稽一党の帰属に関する最も確實詳細な記事は太平寰宇記卷七 河北道・燕州の條に引く隋の北蕃風俗記である。

隋唐に帰属せる粟末靺鞨人突地稽一党

此の記事は凡ゆる角度から検討し活用す可き重要な史料であるから、適宜に区切つて掲げ、且つ番号を附して検討活用の便に供することとする。

(1) 初開皇中。

(2) 粟末靺鞨與高麗戰不勝。

(3) 有厥稽部渠長突地稽首衍者。率勿賜來部・窟突始部・悅稽家部・越羽部・步護頼部・破奚部・步々括利部。

凡八部勝兵数千。

(4) 自扶餘城西北擧部落向關內附。

(5) 處之柳城。柳城乃燕郡之北。

此の中、原住地探求の手掛りとなるのは、(2)の粟末靺鞨と(4)の扶餘城とで、此の二つを併せ考へることによつて突地稽等の原住地が粟末靺鞨内の扶餘城方面であつたことを確め得ること已述の如くである。勿論、此の扶餘城は農安地方のものである。次に來投路を探る手掛りとなるのは(4)の「自扶餘城西北」と(5)の「處之柳城」とである。柳城郡は營州、即ち今の朝陽で、隋唐の東北夷控制の要鎮たりし所、入貢の東北夷は悉く此の關門を出入してゐた。従つて營州を要カギとして夷狄に通ずる街道が扇狀に派出して居た。そしてその一つに扶餘城方面に通ずる街道があつた。突地稽の來投路は此に由つたのである。

扶餘城は後に渤海の扶餘府の治所が置かれた所、而して扶餘府治は今の農安の稍々西南に在つたのであるから、(註)扶餘城の位置も正確に云へば今の農安の西南遠からぬ所に在つたわけである。而して突地稽は「扶餘城西北」より來

奔したと云ふのであるから、營州と扶餘地方とを結ぶ街道は扶餘城の西北を通つてゐたこととなる。而して此の街道は更に東に延びて伯咄・安車骨等の諸靺鞨の地に通じてゐたこと、已述の如くであるから、扶餘城の西北より東北に走つてゐたと見なければならぬ。所で扶餘城の東北程遠からぬ所は今の農安である。されば今の農安は当時の營州・扶餘街道の線上に在つたものと推測せられる。渤海を滅して扶餘府を直轄領とし此を黃龍府と更名した遼は、後ち府治を今の農安に徙してゐるが、それは新府治が街道の線上に在つて此の街道を抑へるのに旧府治よりも有利であつたことが一因であらう。尙扶餘からは今の開原・鐵嶺等を経て奉天又は遼陽に入り、それより西行して義縣の地を経、營州に入る大街道もあつたが、此は高句麗國の領内を通過してゐたため、その抑へる所となつて対支交通に實用せられ得なかつたこと、已述の如くである。

## 第二項 帰属の原因と時期

帰属の原因を伝へてゐるのは(2)の「與高麗戰不勝」とある句で、高句麗に逐はれて亡命したものであることは疑ひない。その時期は(1)に「開皇中」とある。然し開皇は二十年迄(五八一—六〇〇)あつて、その中の何年頃であつたかを知る必要があるが、それは伝へてゐない。

扶餘靺鞨は南北朝の末葉突厥が興ると共に此に臣属し、突厥の勢力を背景として高句麗と戦つてゐた。所が突厥は隋の爲め開皇三年に撃破せられて衰へた。高句麗は此の形勢に乗じ今や背景の力を喪つた扶餘靺鞨を征服した。それは開皇四五年の頃と推測せられる。突地稽が高句麗と戦つて敗れたと云ふのは此の征服戦に対する抵抗に敗れたことを指すものと解せられるのであつて、その来奔の時期も高句麗が扶餘靺鞨の征服に成功した開皇四五年頃と見て誤り

ないのである。隋書<sup>卷八</sup>一 靺鞨傳・舊唐書<sup>卷九</sup>一 靺鞨傳・新唐書<sup>卷一</sup>一 李謹行傳・冊府元龜<sup>卷九</sup>五 六 外臣部・種族門・靺鞨の條等にその来属の時期を或は煬帝の時と云ひ、或は隋末と述べてゐるのは何れも誤りである。

さて突厥と結んで高句麗に寇敵して居た扶餘靺鞨が突厥の衰微によつて外援を喪ひ却つて高句麗に征服せられた時、故国を亡命して隋に奔じた巨酋が突地稽であつたとすれば、彼は扶餘靺鞨内に於ける抗高句麗派の巨酋で最後迄抗戦した者と見なければならぬ。而して高句麗に征服せられる以前の扶餘靺鞨は突厥と結んで高句麗に当ると云ふ大勢に傾いてゐたのであるから、此の大勢に乗じて抗高句麗活動の張本となつて居た突地稽は扶餘靺鞨の盟主的地位に在つた者と見る可きである。尙突地稽の亡命以前に於ける在扶餘地方時代の地位勢力に就いては後文に詳考することとし、此所では以上の程度に止めておく。

隋代の文献に伝へられてゐる靺鞨の入貢は開皇元年より四年迄に四回を計へ、平均一歳一貢となり、相当頻繁であつたことが認められる。所がその入貢は五年以後中絶してゐる。此は入貢の靺鞨が扶餘靺鞨で、それが為め開皇五年以後は此所を占領した高句麗に隋への往来を禁ぜられたからである。扶餘靺鞨の入貢目的は、貿易博利、文化品入手等に在つたこと勿論であるが、それと共に隋をして敵国高句麗を牽制せしめんとする意図もあつたものの如く解せられる。隋初頻りに来貢したこと、高句麗が彼等を征服すると共に此れを禁止したこと等は何れも此の入貢に反高句麗活動の意味が含まれて居たことを暗示する。果して然らば隋初の入貢者は反高句麗派の張本突地稽の使臣でなければならぬ。而してその入貢路が農安・朝陽街道であつたことは云ふ迄もない。即ち突地稽の一党は此の街道に由つて隋の建國元年より朝貢關係を結んでゐたのである。高句麗に逐はれた彼等一党が此の街道に由つて隋に奔投したのは従

前からのかかる關係に因つたのであらう。

隋から靺鞨に使を送つた形迹はない。従つて隋書の靺鞨傳に載せられてゐる靺鞨事情は入貢せる突地稽派の扶餘靺鞨から聞いた所を盛つたものでなければならぬ。傳の劈頭に

凡有七種。其一號粟末部。與高麗相接。勝兵数千。多驍武。每寇高麗中。其二曰。云云。

とて、粟末部が高句麗と相接すと云ひ、又高句麗との關係を専ら寇敵としてゐるのは、此れが扶餘靺鞨からの聞き書きであることを示す。それは粟末部には已に高句麗に没入せる涑水・回跋等の靺鞨が居り、彼等はよく高句麗に協從して居たのであつて、高句麗領外に立ち此に寇敵してゐた粟末靺鞨は専ら扶餘地方の者のみであつたからである。而して此の扶餘靺鞨も開皇五年以後は高句麗内に没し寇敵より臣服に転じたのであるから、右の聞き書きは開皇四年以前の狀態である。かく隋書の靺鞨傳に盛られた記事が主として開皇四年前に入貢せる反高句麗派の扶餘靺鞨突地稽一党の口から聞き伝へたものであると云ふことは、傳の記事を理解する上に重要な基礎を与へるものであり、爾後の研究に寄与する所が少くないので特に念頭に藏しておく必要がある。尙以上は大部分前章の考説を反覆したもので、詳しい考証は略して居るので前章を参照せられんことを乞う。

## 第二節 歸屬に對する隋唐の處置と彼等の活躍

隋↓唐に歸屬して後ちの彼等が如何なる待遇を受けたかと云ふことは歸屬の次第に次いで起る問題であるが、此は歸屬後の彼等が如何なる活躍をなしたかと云ふことと相互に密接な關係があり、彼是切離して考へることは出来ないよつて此の両問題を一括して扱ひ、隋と唐との兩朝別に考説することとする。尙此の問題に就いても前章に一部關説



する所があつたので、<sup>(註2)</sup>さうした部分はずとめて簡略に述べることにする。

第一項 隋代の場合

突地稽等の帰属に対する隋の処置に就いては、隋書の靺鞨傳に

渠帥度地稽率其部來降。拜爲右光祿大夫。居之柳城。……(A)

とあり、舊唐書の靺鞨傳に

有渠帥突地稽者。隋末率其部千餘家內属。処之於營州。煬帝授突地稽金紫光祿大夫遼西太守。……(B)

とあり、新唐書<sup>卷一〇</sup>李謹行傳、冊府元龜<sup>卷九</sup>外臣部・種族門・靺鞨の項等の記事も略々此れと同じく、北蕃風俗記<sup>(註3)</sup>に

は

處之柳城。柳城乃燕郡之北。煬帝大業八年。爲置遼西郡並遼西・懷遠・廬(瀘)河三縣。以統之。取秦漢遼西郡爲

名也。……(C)

とあつて前掲諸傳よりも詳しい記事を載せ、更に冊府元龜<sup>卷九</sup>外臣部・朝貢門・武德二年十月の條には

突地稽者靺鞨之渠長也。隋大業<sup>開皇</sup>中與兄瞞咄率其部內屬於營州。瞞咄死。代總其衆。拜遼西太守封扶餘侯。

……(D)

とて稍々變つた記事を伝へてゐる。此れら諸史料を総合して知られる所は

(1) 隋に帰属した時の首領は突地稽の兄の瞞咄で、彼は兄の死後代つて首領となつたこと。……(D)より。

(2) 帰属した時与へられた住地は柳城郡(營州)であつたこと。……(A)(B)(C)(D)より。

(3) 大業八年、煬帝は彼の爲めに遼西郡及びその管下の遼西・懷遠・瀘河三縣を創置して彼を遼西郡の太守に任じ、金紫光祿大夫を授け、扶餘侯に封じたこと。……(C)(D)(A)(B)より。

(4) 従つて彼は帰屬した開皇五年頃(五八五頃)から大業八年(六一二)迄二十数年間柳城郡(營州)内に住し、それより遼西郡に移つたこと。

次に此等四項目の内容を逐條検討する。先づ第一條の瞞咄・突地稽の關係に就いて考へるに、此は全くの誤伝である。但し瞞咄・突地稽の關係に就いては前章に詳論してゐるので、此所では只簡單に概要を述べるに止める。瞞咄は人名ではなく称号である。白鳥博士の説に依れば瞞咄は勇士を意味するトルコ語 Baghadur 又は Bakur の転訛音の訳で、勇士を尊重する風から称号として用ひられるに至つたものであると云ふ。此の称号は靺鞨族に隣接せる室韋族の間にも用ひられ、大酋長を指してゐる。突地稽は粟末靺鞨の渠帥であるから、彼の瞞咄も亦大酋長の称号であつたわけである。室韋族の渠帥や靺鞨族の一酋長たる彼がトルコ語系の称号を用ひてゐたのは共に突厥に臣服してゐたからであらう。但し瞞咄は酋長中の大酋長の称号であつた。一般に酋長は莫弗(Bakur)・莫賀弗(Baghadur)と云ひ、大酋長の場合に莫(賀)弗と瞞咄とを重ねて大莫(賀)弗瞞咄と称して居た。註4隋書卷八室韋傳に略上。漸分爲二十五部。每部有餘莫弗・瞞咄。猶酋長也。

とあるはその一例である。餘は大の意味の原語をそのまま音訳したのであらう。此の大莫賀弗瞞咄は突厥の支配下に在つた扶餘靺鞨の渠帥にも用ひられてゐた。同書卷八靺鞨傳に

渠帥曰大莫弗・瞞咄。

隋唐に歸屬せる粟末靺鞨人突地稽一覽

とあるはその証である。大は意訳で室韋の餘に当るものであらう。已述の如く、隋に入貢せる靺鞨は扶餘靺鞨で、然も開皇四年以前に入貢せる者は在郷時代の突地稽党に属し、且つ隋書・靺鞨傳に記す所は大部分此の突地稽党の入貢者の口述を盛つたものと推測せられる。従つて傳に記された靺鞨事情は主として扶餘靺鞨、特に突地稽党を中心としたものと解す可きである。即ち大莫弗・瞞咄の称号を用ひたのは扶餘靺鞨の渠帥であるが、更に此を隋に口述した者が突地稽一党の者であつた以上、その口述せる大莫弗・瞞咄の現実的対象は突地稽に外ならなかつたわけである。かく考へると、隋書の靺鞨傳に「渠帥曰大莫賀弗・瞞咄」とある一句は在郷時代の突地稽が一渠帥として大莫弗・瞞咄の称号を有してゐたことを示す間接の材料となる。彼は此の大莫弗・瞞咄の称号を帯して隋に入り、それがいつしか彼の兄と誤解せられることとなつたのである。その誤解の次第は次の如くであらう。

隋に亡命せる彼は大莫賀弗・瞞咄突地稽と称し、それはそのまま隋の記録に書きとめられた。所が此の記録を見た後人は瞞咄の何たるやを解せず、已にその上に大莫弗の称号あるを以て、此が重複称号であるとは思はず、人名と解したのであらう。然し實際は突地稽の称号であるから屢々彼の名の上に冠せられて現れるので、突地稽と行動を共にせる親近で然も目上の者ならんと推断し、因つて兄と考へたのであらう。所で隋唐に帰属してその官爵を受けた突地稽は突厥の称号たる大莫賀弗・瞞咄をすて、従つて彼の名には瞞咄が冠せられなくなつたので、瞞咄を彼の兄と解した後年の或る史家は此の称号の消滅を以て兄の死と受取つたのであらう。要するに、帰属当時の酋長は瞞咄ではなく、瞞咄たる突地稽であつて、称号の瞞咄を突地稽の兄なりとせる第一條の記載は後人史家の推想による誤伝である。次に第二條を検討する。

先づ此所に現れて居る地名に就いて考へるに、營州（柳城郡）の治所が今の朝陽縣に當ることは確實であるから、  
歸屬後最初に彼等が居た所は今の朝陽近傍であつたのである。次いで彼等が遷されたと云ふ遼西郡及びその管下の三  
縣に就いては若干の考説を要する。三縣の中、遼西縣が郭下縣であつたことは、その名称及び三縣中筆頭に挙げられ  
てゐることから容易に察せられるであらう。太平寰宇記卷九 河北道・幽州・幽都縣の條に

當隋開皇中。（突地稽）領部落歸化。處之於營州界。煬帝八年。爲置遼西郡。以突地稽爲太守。理營州東二百里  
汝羅城。

とあり、新唐書卷九 地理志・河北道・幽州・幽都縣の條にも此と同一事實を伝へた記事があつて遼西郡（従つて遼西  
縣）の治所は汝羅城に在つたと云ふ。汝羅は今の義縣の稍々東方に比定せられて居る地である。（註） 瀘河縣は（C）項に見え  
る燕郡で、右の義縣に比定せられてゐる。（註） 又懷遠縣は北鎮附近に比定せられてゐる。従つて突地稽は大業八年以後、  
遼西郡太守として今の義縣稍々東方の地に処り、郭下の遼西及び今の義・北鎮二縣に當る瀘河・懷遠の都合三縣を管  
してゐたのであつて、その管域は今の大凌河・双台子河二水の下流域一帯にわたつてゐたものと思はれる。右諸縣は  
支那の東北控制の重鎮たる營州より高句麗西境の要鎮たる遼東城（遼陽）に入る當時の交通幹線上に沿在してゐたの  
であるから、隋に取り対高句麗戰略上の極辺重要地帯であつたわけである。大業八年以後、突地稽がかかる辺防上の  
要地に据えられたことは大いに注目を要する。但し彼の率ゐて居た靺鞨人を此の三縣に散住せしめてゐたのではない  
後に詳述する如く、彼等靺鞨人は一集團をなして遼西縣の地に居り、突地稽は只郡の太守として管下の他の諸縣をも  
管して居たにすぎぬ。尙懷遠・瀘河の二縣は已に従前より鎮として存在してゐたのを此の時縣としたものである。（註） そ

れは新に遼西郡を創置するに際し、數縣管轄を通則とする郡の体制を整へんとしたものと解せられる。又隋書卷三地理志に依れば、煬帝は州をすべて郡に更め、その時、營州も亦遼西郡としたとあるが遼西郡を二箇所に相接近して置く筈はないから、此は明かに誤りで、太平寰宇記<sup>卷七</sup>や旧唐書<sup>卷九</sup>地理志に云ふ如く、營州を柳城郡としたとあるに従ふ可きである。尙隋書がかかる誤りを犯した所以に就いては後に考説する。

さて突地稽は遼西郡太守となつたが、靺鞨人たる彼及びその一党は東北諸夷控制の要鎮となつてゐた柳城郡の監督下に置かれてゐたであらう。又靺鞨人が実際に郡縣の行政を処理し得たとは思はれないから、縣令以下の官吏も漢人（又は漢人化せる熟夷）が選ばれてゐたであらう。行政面に關する限り突地稽の遼西郡太守は形式的長官にすぎなかつたであらう。然し乍ら勇健な靺鞨人千余家を率ゐるその武力は相当なもので、郡の防衛には實力を發揮し得たであらう。遼西郡管下の三縣は隋に抗衡せる高句麗との接壤地帯で、特に嚴戒を要してゐた。此所に一郡を設け彼を郡太守としたのは、彼の率ゐる靺鞨人部隊の武力を利用して郡を守らせ、境上の防備を強化せんとするに在つたのであらう。即ち煬帝が遼西郡を創置して彼を太守にしたのは、彼の行政的手腕よりも寧ろその武力に期待し、此の方面の防衛強化をはかつたのであらう。突地稽は太守たることに由つて郡の行政上に新な権限を得たと云ふよりも寧ろ郡の防衛と云ふ大きな負担を課せられたと見る可きである。郡太守と云ふ形式的優遇を与へて対高句麗防衛と云ふ大きな負担を背負はせた所に隋の巧妙な以夷制夷の一端が窺はれる。突地稽は高句麗に逐はれて故国を出奔したのであるから、深怨を有つ高句麗には飽く迄對抗した筈で、それが隋をして彼の利用に着目せしめた一因であらう。更に考へて見るに、大業八年は煬帝が高句麗遠征の大軍を興した年である。そして此の戦に突地稽一党の靺鞨人が征征して活躍した

ことは前章に述べた如くである。突地稽の遼西郡太守任官が、一見隋の彼に対する寵遇に似てその実利用に在つたことは一層明かであらう。

汝羅城に移住した突地稽は、隋末に至り再び營州に還つた。太平寰宇記卷六 河北道・幽州・幽都縣の條に後遭邊寇侵掠。又寄理於營州城內。

とある如く、邊寇侵掠に堪え難かつたためである。還住の時は、同書卷七 同道・營州・遼西縣の條に

大業八年置。屬遼西郡。与郡同在汝羅城字故城。至十一年寄理柳城。

とある如く、大業十一年である。して見れば、突地稽等の汝羅方面在住は大業八年から十一年迄の僅か三年間となる。煬帝の高句麗遠征は大失敗の裏に十年終局した。そして此の失敗が因となつて隋朝の崩滅を來したことは周知の如くである。突地稽が辺寇侵掠に堪え難かつたと云ふのは、此の十年を以て失敗裏に終つた隋の遠征に対する高句麗の報復的侵掠であつたに相違無く、為めに難を避けて翌十一年の營州還住となつたのであらう。かくて遼西郡及び遼西縣は柳城郡、即ち後ちの營州に僑治することとなつた。此れが先に一言した營州柳城郡と遼西郡との混同を惹起した所であらう。

柳城郡還住後の彼の行動に就いては、隋書の傳に

十三年。從帝幸江都。尋放歸柳城。

とあり、冊府元龜卷九 外臣部・朝貢門・武德二年十月の條に

朝煬帝於江都。屬化及之亂。以其徒數百間行歸柳城。

隋唐に歸屬せる粟末靺鞨人突地稽一党

とあり、大業十三年、一党数百人を率ゐて煬帝の江都巡幸に扈從し、たまたま宇文化及の廢弒に遭ひ、柳城郡に逃げ帰つたと云ふ。此の帰路は、廢弒後の混乱によつて至る所に群雄盜賊充滿してゐたため、具さに辛苦を嘗めてゐる。即ち先づ賊帥李密の兵に邀せられ、前後十余戰、辛うじて被害を免れ、高陽に至つて王須拔に没し、間もなく逃れて羅藝に歸したと云ふ。王須拔も賊帥の一人、後ち竇建徳に破られて突厥に走つた者である。羅藝は涿郡（幽州）屯戍の一將軍であつたが、隋末の混乱に幽州を制して自ら幽州總管と稱し、營州・懷遠鎮をも從へ、營州の長官には彼の指令を以て襄平太守鄧嵩を据え、幽・營一帯の地に威を振つて居た者である。されば羅藝に歸した突地稽はその部族の居る營州に歸り得たわけである。一党数百人を率ゐて行幸に従つたり、帰路の變亂に勇戰よく危難を切抜けたりしてゐるのは、彼等が歸化後約三十年を経て尙よく靺鞨族の殊風を維持し驍武の性質を保つてゐたことを示し、延いては歸属後の彼等が州縣に散置せられて漢人並の籍に附せられることなく、一團をなして旧風の生活をなすことを認められて居たことをも示すものである。

### 第二項 唐代の場合

營州の部落に逃れ歸つた突地稽は、李淵が唐を建てると、款を唐に通じた。宇文化及・竇建徳・高开道等の群雄は幽・營の地方に勢力を有つ羅藝を競つて招誘したが、藝は之に応ぜず、武徳元年十二月、唐に歸附し、鄧嵩も此に倣ひ、共にそのまま幽・營各州總管を安堵せられ、藝はやがて國姓を賜はつた。突地稽の唐への歸附も此に倣つたものである。舊唐書の傳に

武徳初（突地稽）遣間使朝貢。以其部落置燕州。仍以突地稽爲燕州總管。

とあり、新唐書の李謹行傳にも同様のことが見える。又舊唐書卷三地理志・燕州の條に

武德元年。改爲燕州總管府。

とあり、新唐書卷三地理志・幽州幽都縣の條に

武德元年曰燕州。

とあるから、突地稽の通唐、燕州總管府設置は共に武德元年であつたことが確められる。その月は羅藝の唐に歸した十二月のことであらう。突地稽は翌二年十月に遣使し、更に武德四年にも同じく營州城の近傍に居た契丹の酋長孫敖曹と共に遣使してゐる。(註12)次いで同年六月、營州の人石世則なる者、總管曹文衍を執へて唐に叛し、突地稽を奉じて主となした事件もあつたが、(註13)彼の唐への内属は交らず、劉黑達が叛すると、所部を率ゐて定州に出勤し別に使を遣して李世民(後ちの太宗)の計に詣らしめその節度を請うてゐる。(註14)劉黑達が叛いたのは武德四年七月、敗北就戮したのは六年正月であるから、突地稽の活躍も此の間のことである。戦功によつて蕃国公に封ぜられ、幽州の昌平城に徙つた。(註15)會々開道なる者突厥を引いて幽州に來攻したので彼は此をも邀撃大破した。(註16)資治通鑑卷一九〇に依ればそれは武德六年五月であつたと云ふ。かく唐の爲めに奮闘活躍した彼は、貞觀の初め右衛將軍に拜し、国姓を賜はり、間もなく卒したと云ふ。(註17)歸属の開皇五年(五八五)頃より貞觀(六二七—六四九)の初め迄、実に四十余年の長きにわたつて或は高句麗との戦に、或は支那の鼎革の大混乱によく奮戦力闘し、時勢の帰趨に対する觀察を誤らず、功成り名逐げて大往生を遂げたわけである。而して入支後の活躍が四十余年の久しきにわたつて居ることは、歸属当時の彼が未だ二十歳を多く出でざる白面の青年酋長であつたことを想はせる。しかく若くして然もよく八部千余家を統轄して支那に亡



命し、亡命後も適確な狀勢判断の下に大活躍を演じたことは、突地稽が非凡の天才的名酋長であつたことを示す。彼の跡目を嗣いで酋長となつたのは嫡子李謹行で、彼も亦偉傑であつたと見え、累遷して麟德中（六六四―六六五）には營州都督に任ぜられてゐる。此より先、貞觀十七年閏六月、高句麗征伐を心に決した太宗は彼等靺鞨の利用を考へてゐた証跡があり、十八年六月、愈々征麗軍を興した際には時の營州都督張儉の手に属して先鋒となつてゐる。続いて乾封元年より總章元年に跨る高句麗討滅の後には、已に營州都督となつて居た李謹行は一軍の將として從征しており、又咸亨四年（六七三）の高句麗遺民の叛乱討伐にも燕山道總管として偉勳を著してゐる。資治通鑑卷二唐紀・同年閏五月の條に

燕山道總管右領軍大將軍李謹行。大破高麗叛者於瓠蘆河之西。俘獲數千人。餘衆皆犇新羅。時謹行妻劉氏。留伐奴城。高麗引靺鞨攻之。劉氏擐甲帥衆守城。久之虜退。

とあるはその功を伝へた記事である。又上元三年（六七六）吐蕃十万の軍を青海に擊破したと云ふ（註釋）。彼の活躍も又約半世紀にわたつてゐたわけで、父子二代に就いて見れば殆んど一世紀に近い。此の長期にわたる父子の活躍を資けたものが彼の部下たる八部の靺鞨人であつたことは云ふ迄もあるまい。李謹行が都督となつて後ちはその管轄下に置かれた唐の官兵も亦彼の功を助けたであらうが、然しやはり靺鞨人部隊が中心となつて働いたことは明かで、況してそれ以前は殆んど配下の靺鞨人の武力によつてゐたのである。されば彼等靺鞨人はその勇健な素質を支那に亡命して後ち約百年も保持して居たこととなる。李謹行時代には扶餘地方より亡命した生残りは殆んど無く、現役戰士は大抵支那生れの二世三世であつたであらう。彼等が長く武強を失はなかつたのは、一つには絶えず戰場に馳驅して實戰によ

り鍛錬を重ねられたことにも因らうが、又一つには彼等が支那人に同化して文弱に陥ることから免れてゐたことにも因るものと見る可きである。所で亡命せる靺鞨人の総勢は千余戸数千人にすぎなかつた。此を亡命靺鞨人の数として見れば稀に見る大集團と云はなければならぬが、その絶対戸数を支那人戸口に比すれば正に大海の一滴にも比すべき小数であつた。かかる小数の靺鞨人が文化的にも数的にも格段の差をもつ支那人の眞只中に住すること百年に近くして然も文弱の弊風を受けなかつたのは寧ろ奇とす可きである。その原因が那辺に在つたかは知悉し難いが、少くとも彼等が支那人と雜住混淆した生活方法をとらざ、一種の特殊部落的集團をなし、その固有の生活形態を続け得たことに一因があつたと見て誤りあるまい。即ち彼等は入支後長くその伝統の生活様式を続け、一の特殊部落的集團を保持してゐたと解せられるのである。然しそれにしても外界よりの影響に無感覺であつたとは想はれない。文化の力、数の力で絶えず腹内に入り来れる民族を吸収し去れる支那民族の強い同化力は年と共に彼等に浸透し、漸次此を支那化せしめて行つたであらう。新唐書・地理志の幽州幽都縣の條に依れば、此の靺鞨人一党は建中二年（七八一）叛亂を作した朱滔によつて滅されて終つたと云ふ。その祖先が嘗て隋末・唐初の騷亂期に幾度か危難に遭逢しつつその都度健闘して此を切抜けて来た旺盛な戰鬥精神が漸く消滅してゐたためであらう。突地稽の一因が亡命してより此の時迄約二百年の久しきに及び、遂に歴史上より抹殺せられたのである。

### 第三節 歸屬後に於ける集團の内部構成

突地稽一党の靺鞨人が支那に亡命せる後ちも比較的長くその個有の生活を保持してゐたと推測せられることは前節に述べた如くである。此の推測にして誤り無しとすれば、隋・唐初に於ける彼等の生活は在郷時代の生活をも探知す

る上に大きな参考となり、延いては当時の在滿洲靺鞨族の内部的研究にも役立つ。在滿靺鞨族の内部に關する直接史料の極めて乏しい今日、かうした間接の史料は大いに重要視す可きであり、殊に此の間接史料も突地稽一党に關するものを除けば他に見る可きもの殆んど無い現狀に於いてはその資料的価値は一層高く評価せざるを得ない。本節に述べんとする彼等の入支後の生活は究極に於いて当時の滿洲に於ける靺鞨族の生活内容を知る為めの準備手段であり、従つて本章の「七部の内部構成」の研究に對して一の重要な基礎づけをなすものである。

### 第一項 住地と居住形態

支那に帰属せる突地稽一党の靺鞨人が入支後も支那人の部落中に散入することなく、一団となつて特殊部落を形成して居たこと、隋代に於ける住地は最初の營州より汝羅城なる遼西郡に徙り、次いで郡と共に營州に還つたこと等は已に述べた所である。又唐初、此の營州に在る彼等を以て燕州をおいたこと、即ち遼西郡を燕州と改めたことも先に一言した。燕州の実体は即ち彼等靺鞨人であり、従つて燕州の移動は彼等の移動に外ならず、同時に彼等の移動は燕州の移動でもあつた。されば彼等の移動は燕州の移動を検討すれば自ら明かとなる。隋代の住地に就いては已に考説したので、此所では専ら唐代の住地移動に就いて考説することとし、その具体的方法としては、所伝史料の關係上、燕州の移動狀態の検討に依ることとする。

舊唐書<sup>卷三</sup>地理志・燕州の條に

燕州。隋遼西郡。寄治於營州。武德元年改爲燕州總管。

とあるに依れば、武德元年、遼西郡を以て燕州と改めた當時の郡州治は營州に寄治して居たのである。此は恐らく遼

西郡（の靺鞨人）が營州に遷住した大業十一年以来のことであらう。かく州治は營州の治城内に在つたが、その州民たる靺鞨人は城内には住んで居なかつた。唐會要卷九契丹傳に

武德四年。與靺鞨酋長突地稽俱請内附。詔令營州營州城傍安置。

とて突地稽と共に早くより營州に帰属して居た孫敖曹等の契丹人一党が營州城外近傍に処かれてゐたとあるが、突地稽配下の靺鞨人も同様に城外近傍の地に処かれて居たと見る可きであらう。即ち酋長たる燕州總管突地稽は城内に居り、州民たる一般靺鞨人は城外に住んでゐたのである。遼西郡燕州の治所を靺鞨の中に置かず、此を州城の内外に切離した理由は知悉し難いが、長官たる酋長を部民より離して州城内に營州の人質同様にとめおき、以て彼等の万一の不軌にそなへんとするのがその一因であつたのではないかと思はれる。城外に居住せる靺鞨人は当然一定地区内に集住して居たものと推測せられる。若し彼等が漢人の間に散住没入して終へば、此を一州として特別扱にするは困難となり、結局營州に編管せざるを得なくなつたであらうと想はれるからである。尙此の唐代の燕州に就いて最も詳しく伝へてゐるのは新唐書卷三地理志・河北道・幽州・幽都縣の條の左の記事である。便宜上、此を適宜に区切り、番号を附して掲げる。

- (1) 武德元年曰燕州。領縣三。遼西・瀘河・懷遠。土貢豹尾。是歲省瀘河。
- (2) 六年。自營州遷于幽州城中。
- (3) 以首領世襲刺史。
- (4) 貞觀元年。省懷遠。

(5) 開元二十五年徙治幽州北桃谷山。中略

(6) 建中二年。爲朱滔所弑。因廢爲縣。云云。

舊唐書<sup>卷三</sup>地理志・河北道・燕州の條の記事を見るに、大體右と同じであるが、中に若干新唐書には見えない特殊の資料を含み、彼を参照す可き点が多いので、此れ亦検討の便宜に供する爲め、適宜に区切つて左に掲出する。

(7) 武德元年改爲燕州總管府。領遼西・瀘河・懷遠三縣。其年廢瀘河縣。

(8) 六年。自營州南遷寄治於幽州城內。

(9) 貞觀元年。廢都督府。仍省懷遠縣。

(10) 開元二十五年。移治所於幽州北桃谷山。中略 舊領縣一。

(11) 無美土戶。戸、疑 所領戶出粟。皆靺鞨別種。云云。

太平寰宇記<sup>卷七</sup> 燕州及び同書<sup>卷六</sup> 幽州・幽都縣の條に云ふ所は上掲の兩書に悉され、新に加ふ可きものは無い。そこで以上の記事に依り唐代燕州の内容及び沿革を考察する。

唐の燕州は隋の遼西郡の改名せられたもので、改名の年は大唐建国の武德元年、州には總管府を置き、従つて長官は總管を兼ねた刺史であつた。領縣は隋代遼西郡時代のまま遼西（郭下）懷遠・瀘河の三縣であつたが、瀘河縣は改名の年早くも廢止した。（以上(1)及び(7)より）。燕州改名は、已述の如く、此の年十二月であるから、廢縣も同じく十二月であつた筈である。遼西郡及び郭下の遼西縣が汝羅より營州に移つたのは高句麗の侵寇を逃れたのであるから、此の汝羅の地に隣接せる瀘河縣もやはり隋末の侵寇に荒廢してゐたのを、此の時正式に廢止したのであらう。此の地

は後ちの記録に燕郡城として記されてゐる。

營州に寄治せる燕州の州治と郭下縣たる遼西縣の縣治とは營州の城内に在り、州縣民たる靺鞨人は城外に在り、分離してゐたが、城外と雖もその住地はやはり營州の地であつたのである。されば燕州は州庁と此に隸する靺鞨人戸とを指したもので、他の一般支那人統治の州縣の如く自らの管轄地域を持たない特殊のものであつた。只懷遠縣が残つてゐたが、此れも後述する如く、やがて省かれたのであるから、燕州は營州界内に借地住ひをする全く領域無しの州であつた。「無実土」とあるは(11)かかる州の特殊性を表したものである。かく燕州が營州に借地し、管下靺鞨人の住地がすべて營州の界内に屬してゐた以上、若し彼等が特殊部落としての待遇を受けず、支那人並に扱はれてゐたとすれば、その籍は營州に編附せられ、燕州特設の必要はなかつたであらう。燕州を特設し、特殊扱ひを受けてゐた以上、その集團も一定地に特殊部落を形成してゐたと見る可きである。領域なく、他の州界に借地せる燕州はその庁事と管民たる靺鞨人とを徒すことによつて、一の州より他の州の腹中に入り込むことが出来、又此を迎へた州も簡單に此を腹中に收容し得たのである。かく実土の無かつたこと、庁事が州民の中心に無かつたこと等は燕州（及び郭下遼西縣）の一大特色である。

營州に寄治して居た燕州は郭下の遼西縣と共に、武徳六年、幽州城内に徙つた(2)及び(8)から)。此は恐らく突厥の侵寇を避けたのであらう。寧ろ唐が彼等の突厥に款通するを恐れて移動せしめたのかも知れない。幽州は大呂、州の郭下は初め薊一縣であつたが、後ち幽都縣を析置して二縣に分けられた。舊唐書卷三地理志・幽州・幽都縣の條に

幽都。管郭下西界。與薊分理。建中二年。取羅城內廢燕州驛署置幽都縣。

とあるによつて幽州城内に置かれた燕州及び遼西縣の庁事の位置が判る。即ち幽州の羅城（外城）内西部に在り、子城（内城）内には置かれてゐなかつたのである。庁事の如き重要建物は子城内に置かれるのが普通であるが、靺鞨人たることを一応警戒して外城内に置いたのであらう。さうして建中二年、幽都縣が新設せられるに際し、その縣庁の建物は、当時已に廢庁となつて居た燕州の庁事をそのまま利用したのである。かく庁事は幽州の外城内に置かれたが、州民たる靺鞨人は、營州の場合と同様、州城外に住んで居た。舊唐書の靺鞨傳に

又徙其部落於幽州之昌平城。

とあり、新唐書の李謹行傳にも

徙部居昌平。

とあり、部民は昌平城に処かれてゐたのである。勿論、縣城外の地であらう。かく燕州及び郭下の遼西縣はその「無実土」き特殊性を發揮し、庁事と民とを徙すことに依つて、營州の胎内を飛出し、幽州の腹中に入込んだのである。

唐は創業の初め、群雄懷服の手段として綏管府を濫設し、内外の歸服者を綏管に任じて榮寵の具としたが、天下綏靖に歸し朝威が確立すると共にその整理に着手し綏管は只軍興に際して編成派遣せられる行軍（戰時派遣の野戰軍）の司令官として残し、行政府としての綏管府（従つて長官たる綏管）は都督府（都督）と改称し、それと共に都督府を要大州に制限し、残余は次第に淘汰した。貞觀元年、燕州の都督府を廢してゐるのは（4）と（9）、かうした一般方針に従つたものである。又此れと同時に懷遠縣を管轄から省いてゐるが（同上）、突地稽の懷遠縣掌理は、已述の如

く、初めから実質的に行はれてゐたか疑問であり、殊に彼が治所を汝羅より營州に、營州より幽州に移して懷遠より遠ざかつて後ち尙此を管轄し続けてゐたとは考へられないから、實際の縁は早くより切れ、貞觀元年の処置は只虚名の關係を整理したにすぎないのであらう。開元二十五年に至り、州縣庁事は幽州城を出でてその北の桃谷山に移つた(5)及び(10)。然し部民の住地には変り無く、そのまま建中二年に及び、兇賊朱滔の屠る所となつて、部族覆滅し、従つて燕州遼西縣は消失した(6)から。開元二十五年以来廢庁となつて居た建物を、新に創置せる幽都縣庁に利用したのは此の年である。尙(3)及び(11)に就いては後文に解説する。

以上を要するに、隋唐に歸屬せる突地稽一党の靺鞨人は、歸屬後、營州↓汝羅↓營州↓幽州と住所を転々せしめられたが、支那人の間に分散編管せられることなく、終始集住して特殊の部落生活を続けることを許されてゐた。そして此の部落を以て燕州と称したが、その長官には酋長たる突地稽が任ぜられてゐた。即ち自治を認められてゐたわけである。然も此の刺史は突地稽の子李謹行に受けつがれ、爾後も永く酋長の世襲であつた(3)から。かく特殊部落をなして自治を許されてゐたことが固有の習俗を永く保たしめた一因であつたと思はれる。

## 第二項 経 濟 生 活

經濟生活に関する記述は極めて乏しく、僅かに武徳の初め、彼等が營州に居た当時の土貢が豹尾であつたと云ひ(1)から)、開元末、幽州に住して居た当時には粟を出したとある(11)から)のみである。

滿洲を住地とする通古斯系諸族の歴史を通觀するに、大体に於いて獵農兼營で、その民度の向上發展に伴つて生活の中心を獵より農に移行せしめてゐる。かうした一般現象を知つて再び上述の兩記事に接するに、入支後の彼等が未



だ猶を生活の一重要要素としてゐたこと、それが入支後久しきに及び農業中心に偏してゐたこと等を暗示してゐる様に思はれる。即ち伝へられる所の記事が僅かに「貢豹尾」と「出粟」の二句に止まり、詳細なことは知り得ないが、猶農兼営で、時代と共にその重心が農に偏して行つたのではないかと想像せられるのである。

### 第三項 戸口及び社会構成

先づ彼等の戸口数を検討する。突地稽等が帰属した当時の戸口を諸史料に就いて調べるに、所伝区々で

(イ) 勝兵数千人……北蕃風俗記。

(ロ) 数千人……通典卷一州郡・燕州。

(ハ) 千余家……舊唐書・靺鞨傳、新唐書李謹行傳、冊府元龜卷九五六外臣部・種族門。

等の別があるが、大体千余戸数千人と見て大過無い様である。一戸五人乃至六人と見て、千余戸、数千人は両立し得る戸口関係であるからである。彼の子李謹行の時には、新唐書の傳に

累遷營州都督（麟徳中）。家僮至数千人。

とて家僮のみで数千人に達したとあるが、此は前後の数から考へて明かに過大である。舊唐書の傳に

麟徳中歴遷營州都督。其部落家僮数千人。

とある如く、部落民と家僮とを併せて数千人と云ふのが正しい所伝であらう。新唐書は、その定評ある原史料濫削の手を用ひて「部落家僮」を「家僮」として終つたのであらう。彼の配下の戸口数をあげるに特に家僮を重く見てゐるのは、それが頗る多かつた為めでなければならぬ。尙舊唐書の地理志・燕州の條には

戸五百。天寶戸二千四十五。口一万一千六百三。

とあつて、天寶年間の調査では二千余戸、一万一千六百余口を算したと云ふ。一戸平均六人弱となる。又それ以前の或る調査では五百戸であつたと云ふ。その調査の年は明かでない。只五百戸の上文に「舊領縣一」とあるから、貞觀元年以後の或る年なることが察知せられるのみである。而して突地稽の帰属当時（五八五頃）千余戸数千口を算し、李謹行の麟德中（六三四・五頃）にも数千口を計へ、天寶年間（七四二―五五）には二千余戸万余口に達した事実から考へ、又五百と云ふ概数を挙げて精数を示してゐない点から考へて、此の五百戸は信を置き難く思はれる。彼等靺鞨部落は千余戸乃至二千余戸に達し、且つ帰属後逐年漸増の傾向を辿つてゐた如く思はれるのであるから、五百戸は過少で、或は千の字を脱したのでないかとも想はれる。

通古斯族の点兵率は高く、後年の史例に徴するに概ね一戸平均一人半の兵士を出し得た様である（最高一戸平均二人の例あり）。仮に此の率に従へば彼等の最大動員数は二千乃至三千に達したことになる。内輪に一戸一人と見ても千余人乃至千人近くを動員し得たことは確実である。

突地稽が帰属時当の集団一千余戸は八部に分れてゐた。一部平均百数十戸乃至二百戸前後となる。勿論、各部門には大小があり、突地稽の率ゆる厥稽部は恐らくその大なるものであつたであらう。

通古斯系諸族の間に於ける高度の農業發展は、彼等の歴史を通じて、奴隸使用に因つてゐる場合が多い。扶餘、高句麗の古へより、渤海・後渤海・三十部女眞・建州女直に至る迄皆然りである。新唐書の李謹行傳や舊唐書の靺鞨傳に謹行配下の口数を「家僮部落数千」とあるは、酋長たる彼が夥しい奴隸を有して居たことを示す。李謹行一家の

奴隸が特に多かつたことは確であらうが、その他にも奴隸を有する者が多く居たであらう。殊に突地稽父子と共に他の七部の酋長となつて居た者や、それに次ぐ有力者等は相当数の奴隸を有して居たであらう。奴隸の大部分は突地稽等父子二代にわたる部人の活躍により、或は支那の内乱に際し、或は高句麗・吐蕃等の外征に於いて獲得した俘虜を主として居たものと思はれる。戰場は奴隸入手の最大市場であり、彼等が戰場に馳駆勇戦した一因もかうした戰場の俘虜に在つたと解せられる。

奴隸はそれ自体商品価値を有する重要な財産たるのみならず、生産を担当せしめて収入増大の手段となし得る所の生産財でもある。此を多く有する者程富力を増し、又奴隸を家兵として訓練すれば所有者の武力をも増大せしめる。されば奴隸を多く有する者程、富強者として部内の有力者となり、支配的地位を築成強化して行くことが出来る。八部の酋長や此の酋長の上に立つ大酋長は必ずや奴隸の多数所有者で、その地位の獲得維持が奴隸の所有に負ふ所は少くなかつたと思はれる。李謹行の勢力が「家僮部落数千」と表現せられてゐることは右の推測を責ける。奴隸の有無き者、乏少なる者は無力者として当然下層の地位に甘んじなければならなかつたのである。即ち突地稽の集團は、支配階級的な有力者と被支配的な階層とに分れ、被支配的階層は更に主として同部族たる平民的階層と、主として異民族又は異部族と推測せられる奴隸とに分れて居たものの如く解せられるのである。先掲口数の中には少からぬ奴隸も含まれぬたに相違無く、その戸口増加の一因は奴隸の増加によつてゐたのではないかとも思はれる。

次に此の集團千余戸乃至二千余戸は八部に分れて居た。各部平均二百戸内外、従つて千口内外に計算せられる。各部には長があり、その一人が八部を統轄する大部長となつてゐた。かうした組織は通古斯族の原始未開期に在る集團

に見られる氏部族制組織を聯想せしめる。或は想ふに、氏部族制に筋を引く制度の名残りではあるまいか。二百戸前後の部と云ふのは一氏族集團に筋を引くもの如く解せられぬでもない。然し支那に入つて後ちの彼等の社会は異民族を交へ階級分化の跡が窺はれるのであるから、此を純粹の氏族的血縁集團と見ることは出来ない。血縁の名残りは留めて居たとしても、奴隸制貴族社会の段階に進入してゐたと解す可きであらう。尙此の奴隸制貴族社会に就いては史料の關係上、彼等内部の統治組織を中心として再考補説する予定である。

#### 第四項 統治組織

突地稽が隋に歸属した時、その集團一千余戸は八部に分れて居た。各部は概ね二百戸千口内外、部毎に部長があり、突地稽は厥稽部の長であつた。八部は此を統合する大部長を戴き、それには厥稽部長たる突地稽が當つてゐた。隋の遼西郡・遼西縣、即ち唐の燕州・遼西縣は此の綏部落を包括する実土なき郡（州）縣であつた。即ち遼西郡（燕州）遼西縣の実体は八部千余戸数千口より成る靺鞨の集團であり、その長官たる太守↓綏管↓刺史は綏部長に外ならなかつたのである。而して彼等集團は隋唐の郡州に編成せられ、支那の統治体系中に織込まれ乍ら然も尙その旧俗に遵ふ自治を許されてゐた。即ち已述の如く、彼等は特殊部落をなして集住し、固有の酋長制によつて統治を続けて居たのである。かくて彼等は形式的には支那の郡（州）縣の民であり、實質的には夷狄の一部族集團であり、かかる意味に於いて遼西郡↓燕州はやはり一種の靺鞨郡（州）であつたと云ふ可きである。靺鞨郡（州）たる以上、その統治体制は二重たるを免れなかつた。一は郡州としての形式的体制、他は部族としての實質的体制である。然も此の兩体制は表裏一体の緊密な關係をもつ。以下かうした二重体制的な統治組織に就いて考説する。但し用語の簡便を期する為め、

支那の行政單位としては専ら燕州の名を用ひて遼西郡を省き、長官としては専ら刺史を用ひ、太守・總管等は省略する。

突地稽は唐朝の臣としては燕州の刺史であり、その部族に於ける實際の地位は八部の總部長であつた。換言すれば、唐朝の官吏ではあるが、他の一般行政官と異つて部長たる特性をもち、従つてその部たる州と絶対不可離の關係に在る官吏であつた。又燕州の实体は実土なき靺鞨部落で、一般州縣と全く異つてゐた。燕州は部落であり、その刺史は此の部落を離れて他州刺史に転出し去ること無く、又他州からの転入も無かつた。刺史は總部長の任として突地稽の終身官であつたのみならず、長子李謹行に受けつがれ、更にその後も永く世襲であつた。刺史が世襲であつた以上、此と同体であつた總部長も世襲であつたわけである。李謹行はその力量を買はれて營州都督に任ぜられてゐるが、その際でも彼の總部長たる地位は喪はれることなく却つて強化した筈であるから、燕州刺史の任も依然兼任せられてゐたと見なければならぬ。突地稽・李謹行父子は共に傑物であつたこと、史伝に徴して明かである。彼等父子が總部長を世襲したに就いては彼等父子の個人的力量が与つて力のあつたことを認めなければならぬ。又部長たりし以上唐官たる刺史の世襲も当然である。然し李謹行以後その子孫が百数十年にわたつて永く刺史を、従つて總部長の地位を世襲したのも同じくその個人的力量に因つたものと見るは妥当でない。かく人物が代々相ついで出生するとは考へ難く、又謹行以後此に比する程の酋長が出た形迹も文献にないからである。子孫の刺史兼總部長世襲の原因は他に求む可きである。而して此の際突地稽父子の赫々たる偉勳の余威が一応考へられるが、然しかうした祖先の精神的遺産を子孫の現実的勢威の最大基礎として過大評価することは妥当でない。又嘗て偉勳を著した大酋長の子孫と云ふ血統的要素

も無視してはならぬが、此れ亦過大評価に陥つてはならぬ。現実的勢力の最大基礎はやはり現実的條件の中に求む可きである。そしてその第一に考へられるのは唐朝の庇護である。

突地稽父子は唐朝に忠節を尽し、或はその鴻業を扶け、或は外征に大患除去の偉功を樹てた。彼等子孫の刺史世襲にはかうした功績への恩賞の意味があつたと想はれる。刺史世襲は唐朝が此を認め、殆んど不文律として支持した所でもある。刺史の世襲は此と不離一体の総部長の世襲に外ならぬ。即ち総部長の世襲には刺史を通じての唐朝の權威ある庇護が与つて力があつたのである。

然し乍ら、如何に唐朝の庇護支援があつたとしても、総部長たる者に此の部落総体を抑へて行く力量がなければ、その地位の保持は対内的に困難であつたであらう。彼を凌ぐ他の有力者が代つて総部長となり、唐朝も此に刺史を与へてその統轄をはからねばならなかつたであらう。而して歴代必ず大人物が出たとは予想し難いに拘らず、世襲的地位を保持し得た以上、此の地位は必ずしも総部長たる個人の力量のみによつてゐたのではなく、総部長家が持つ搖ぎなき族的勢力に支援せられてゐたと見る可きであらう。然らば此の一家の現実的勢力は如何なる基礎の上に築かれてゐたかと云ふに、それは唐朝より賜はつた優賞や戦場の俘獲等で蓄積せられた家産、特にその奴隸の所有にあつたものと推測せられる。舊唐書の靺鞨伝に李謹行の勢威を

其部落家僮数千。以財力雄邊。爲夷人所憚。

とあり、新唐書の李謹行傳にも此と同じ記事を伝へてゐるのは、右の推測を資ける一有力史料である。彼等一家が財力に富み、それによつて部外に迄威を耀かしたとすれば、その部内に対しても此の財力によつて隔越した勢威を振つ

てゐたことは自ら明かである。要するに、帰属の靺鞨人集團は形式的には州、實質的には故俗に由る統治を許され、その長たる刺史兼総部長は突地稽の子孫によつて世襲せられたのであつて、子孫世襲の实力的基礎は此の一家の巨財に因る支配的地位の不動に在つたのである。次に考ふ可きは此の総部長の下に立つ各部の長である。

帰属当時の突地稽が八部を率ゆる総部長たると同時にその一なる厥稽部の部長でもあつたことは、彼が一面に於いて八部長の一人として他の七部長と等格たると共に大部長としてその上に立つ地位にもあつたことを示し、延いては大部長が八部長より選ばれる代表的盟主たる性格を有してゐたことを暗示する。然し此は帰属当時の状態で、従つてかかる制度の由来は帰属前の内部構成に於いて考究せられる可きものである。帰属以後の考察を主題とする此所では、さしづめ、かうした八部長が帰属後どうなつたかと云ふことを考ふ可きである。而して此は此の集團の根本的性格に關する最も重要な問題であるが、不幸、所伝史料全く無く、専ら憶測によつて或る程度の推考を試る外は無い。

八部長の帰属後に於ける推移を眺めるには此と不離の關係に在つた八部そのものの推移を併せ考察す可きこと勿論であるが、此れ亦關係史料なく詳にし得ない。然し此所に注意す可きは八部が唐の行政体制と全然關係が無かつたこと云ふことである。唐代の州はその下を二以上の縣に分けてゐるのが通則である。所が燕州のみは此の通則を破つて遼西縣只一縣であつた。即ち八部は此の一縣中に包括せられてゐたのである。遼西郡と呼ばれた隋代には三縣を管して居たが、靺鞨人はその中の遼西縣下に集住し、やはり八部は一縣に包括せられてゐた。而して唐代には縣以下の行政区劃は無かつた。縣の下は郷、郷の下は里に分けられてゐたが、郷里には官吏をおかず、郷老里正の自治に委ねてゐた。従つて八部は自治的区分として郷的取扱ひを受けてゐたかも知れないが、最下の官治單位たる縣とは關係なく、

従つて官制的に八部分立を支持せられては居なかつた。又八部が官治区劃と關係が無かつた結果として八部酋長も唐の官吏としてその部に臨むこと能はず、大部長の世襲刺史の如き唐朝の庇護によるその地位の保証も無かつた。かく唐の行政制度に關与する所の全然なかつた八部及び八部酋長は、此の集団が在支生活の影響を受けて内部的變化を來した場合、新に唐の行政機關として立ち行く前途を有たなかつたわけである。而して漢民族の眞只中に置かれた彼等鞏固の一集団が早晚支那化せらる可きは免れぬ運命であり、従つて八部分立の意義喪失、八部酋長の地位薄弱化も免れ得ざる運命であつたのである。

八部中の一なる厥稽部の部長が綏部長となつてゐたことは、已述の如く、綏部長が八部の代表的盟主であり、君主ではなかつたことを暗示する。各小部の部長は各小部が自部の適任者を推戴し、此の小部長が更に彼等八人の中より綏部長を推して居たと解す可きで、逆に綏部長が自己の腹心を各小部長に任命して諸部人を統治せしめてゐたと解す可きではない。綏部長を君主と解せんには綏部長が同時に一小部長を兼ねてゐた所以の説明がつかなくなる。尤も突地稽は余りにも若くして大部長となつてゐるから、或は父兄の後を襲いで立つたのかも知れないが、仮にさうであつたとしてもそれは實際に彼が綏部長たる可き條件に最も適してゐたからであつたに相違無く、組織の上より見た彼は明かに君主でなく、八部の盟主である。されば綏部長は八部に対して独裁專制の權を振ひ得たのでは無く、各八部の利害を代表する小部長の協議に基きその總意を体して活動す可きものであつた。即ち八部は此の集団を構成する基礎的單位であり、八部酋長は各々の利害を代表しつつ八部を一集団として協調せしめて行く大きな役割を有してゐたのである。かうした彼等の組織が入支後どう變化して行つたか、此を示す史料を缺くが、只綏部長が實質的に盟主的存



在より君主的存在へとその地位を強化して行つたことは文献の上に確認することが出来る。即ち李謹行の権勢を述べた舊唐書の靺鞨傳に

其部落家僮数千人。以財力雄邊。爲夷人所憚。

とて部落民と家僮とを一括して総て謹行の配下としてゐるのは、たとへ此れが支那人の觀察を通して記されたもので、そこに若干の潤筆があるとしても、部民が奴隸の上に立ちつつ、然もそれに近い大部長の隸臣と化してゐたことを示し、延いては大部長が総部落民に対して奴隸に対するが如き君権を振つてゐたことを察知せしめる。かうした総部長の地位権力の強化は、その地位が突地稽・李謹行父子に依つて殆んど百年近くも世襲独占せられ、然も此の間父子の天賦的將才によつて数々の偉勳が樹てられたことを想へば、或は寧ろ必然的な結果であつたと云へよう。然し此の総部長の盟主より君主への生長發展は此の集團の本質的變化を意味するものである。先づ君主権の生成と共に集團結束の紐帶は君主の強大な独裁権に移り、小部長の協議が有つ紐帶的意義は薄れたと考へられる。次に従来集團の動向を決する上に最大の依拠となつた八部の総合的利害が、転じて総部長自身の利害を中心とすることとなつたと考へられる。従つて又八部酋長の協議体的機能は弱められ、総部長独裁の奉行的機能を果す様に変移して行つたものと思はれる。果して然らば、集團構成の基本單位としての八部の従来の意義は減じて総部長独裁政治の行政的区分に変質して行つたわけである。かく八部が行政区分に変じ、八部長が総部長の行政官に変質して行つたとすれば、もはや八部分立の意義は著しく喪はれ、部の数は幾つに増減しても支障なくなつて行つた筈である。若し八部が唐の縣政と關係づけられてゐたならば、新に行政区劃及び行政官に変質した八部及び部長は縣及び縣令として分立存続の新たな意義を有

ち得たであらうが、それも實際は全く關係が無かつたのである。従つて八部分立の形態が最後迄残存したとしても、それは恐らく墮勢的歴史的形態で、集團の部族的構成の性格は喪はれて行つたと見て誤りあるまい。彼等集團は特殊部落として故俗による自治を認められてゐたのであるから、かかる形態的八部制は或は長く存続したであらう。かうした総部長の地位権力の強化、即ち盟主的性格より君主性格への生長、八部酋長の盟友より隸臣への転落及びそれに伴ふ八部分立の意義転化等の一聯の關係を予想してこそ、総部長、即ち刺史の同一家系による世襲が理解せられるのである。

突地稽等の靺鞨集團の内部が奴隸の所有に基礎を置く支配階級を生成してゐたことは先に論述した所であるが、以上の考察により、更に此の貴族階級の中でも突地稽の族系が圧倒的勢力を築き上げ、他の有力者を抑へて君主的地位を獲得し、殆んど独裁的権限を振つてゐたことが窺知せられるのである。

以上、隋唐に帰属せる後ちの突地稽一党の靺鞨人集團に就いて考説した所を要約し、此を條書して示せば左の如くである。

- (1) 在支期間。隋の開皇五年頃帰属し、約二百年後なる唐の建中二年覆滅したること。
- (2) 住地。初め營州界内に住み、次いで汝羅に遷り、隋末營州に還り、唐の初め幽州管内に移つたこと。
- (3) 居住形態。集團をなして住み、特殊部落としてその故俗に依る自治を認められてゐたこと。
- (4) 戸口。帰属当時の戸口は一千余戸、數千口、その後漸増して約百五十年後の天寶年間には二千余戸一万余口に達してゐたこと（但し奴隸の増加を含み、靺鞨人の自然増加のみとは見難いこと）。

- (5) 生業。獵農兼ね行ひ、次第に農業偏重に進んだらしいこと。
  - (6) 隋唐への協力。隋唐に忠誠を致し、殊に唐朝に尽す所多く、その信頼と榮寵とを得てゐたこと。
  - (7) 羈縻關係。その集團は遼西郡→燕州の遼西縣とせられ、自治を許された羈縻州縣として長官には集團の渠帥が当てられてゐたこと。
  - (8) 社会階級。入支後多数の奴隸を内包しその結果奴隸を多数に所有する富強者と然らざる者との別を生じ、総部長以下の支配的階級は奴隸所有によつてその地位を固め、結局支配的貴族階級と平民階級及び奴隸の三階級を生じてゐたこと。
  - (9) 集團の部族的構成。集團は八部より成り、各部には部長があり、その一人を以て集團の総部長とせる同盟的團體であつたこと。
  - (10) 総部長の君主化と集團の変質。突地稽・李謹行の父子はその個人的力量を以てその一家の地位権力を強化し、更に奴隸の内包による階級分化の勢に乗じて益々一家の権勢を大にし、唐朝の庇護と相俟つて総部長兼刺史を世襲とし、総部長の地位を盟主的性格より君主化し、従つて盟友及び部民を隸臣化して集團の部族的性格を變貌せしめたこと。
  - (11) 文弱化と滅亡。入支後に於ける特殊部落的生活は比較的長くその固有の習俗保持を可能ならしめたが、結局支那化して文弱となり、一変乱に遭ふや挙族滅亡した事。
- 以上を以て歸屬後に於ける突地稽一党の考察を終へる。歸屬後に於ける彼等の内部状態はそれ自体としては必ずし

も史的価値高く興味深い問題とは云へないかも知れないが、此が彼等の帰属前に於ける在郷時代の内部問題の研究資料となり、延いては七部全靺鞨族の内部構成を探究する資料ともなることを思へば、靺鞨史研究の一過程として看過し得ない研究対象と云ひ得るのである。

註

- 1 滿洲歴史地理第二卷、松井等氏「滿洲に於ける遼の領域」
- 2 第三章第三節第二項「粟末靺鞨人突地稽一党の隋唐への帰属」
- 3 通典卷一七八州郡・河北道・燕州の條所引。
- 4 同義の転訛語を二つ重ねてゐるのは些か奇妙であるが、白鳥博士はかく重ねたのは大酋長であつたからであらうと云はれてゐる。
- 5 滿洲歴史地理第一卷、松井等氏「隋唐二朝高句麗遼征の地理」参照。
- 6 同 上。
- 7 同 上。但し東亞論叢第三輯所載、園田氏「遼西の交通路に就いて」の所論に依るとその細かな位置は松井氏の所見と稍異つてゐる。
- 8 同 上。
- 9 資治通鑑卷八六唐紀・武徳元年十月の條に依る。
- 10 資治通鑑卷八三隋紀・大業十二年末の條。
- 11 唐会要卷九靺鞨の項、册府元龜卷九七〇外臣部、朝貢門等に拠る。
- 12 旧唐書卷九契丹伝、新唐書卷二契丹伝、唐会要卷九契丹の項、册府元龜卷七七外臣部、降附門等に依る。

隋唐に帰属せる粟末靺鞨人突地稽一党

隨唐に歸屬せる粟末靺鞨人突地稽一党

三六

- 13 資治通鑑卷八九同年六月庚子の條に依る。
- 14 旧唐書の靺鞨伝に依る。
- 15 昌平城徙住及びそれ以後の住地に就いては後文に詳述する。
- 16 旧唐書の靺鞨伝、新唐書の李謹行伝等に依る。
- 17 同上。
- 18 以上李謹行に就いては同上諸書及び前章の所論參照。

### 附 說唐に歸屬せる粟末靺鞨烏素固部

唐に歸屬して居た靺鞨部族には、突地稽一党の外に、同じ粟末部中の扶餘靺鞨に屬する烏素固部と呼ばれる一集團があつた。此の烏素固部と突地稽一党との間に直接關係のあつた形迹は文献上に認められないが、両者が同じ扶餘靺鞨であつた点に多少の聯繫が見出され、従つて突地稽一党の研究に參考となる可きことが予想せられる。のみならず、入支後に於ける彼等の生活様式は、突地稽一党の場合と同様、彼等の在扶餘地方時代の生活様式を探る基礎となり得るものであり、延いては七部靺鞨の内部構成を研究する上に、突地稽一党の研究と同様の資料的価値を有することも予想せられる。因つて此所に唐に歸屬せる烏素固部に就いて考説する。但し烏素固部に關する史料は突地稽一党の場合よりも更に遙かに乏しく、研究の困難は一層甚しい。此の史料の缺乏を多少なりとも補つて行く方法は突地稽一党の研究によつて知り得た所を利用することである。即ち烏素固部の研究には突地稽一党の研究を頼りとしなければな

らず、同時に亦烏素固部の研究は突地稽一党自体の史料不足を補ひ、彼是相扶けるのであつて、本稿が烏素固部の研究を突地稽一党の研究に附して扱はんとしたのはかうした事情に由るのである。

### 第一項 原住地と帰属の経路・原因・時期

唐に帰属せる烏素固部に就いては、旧唐書卷三九地理志・河北道・慎州の條に

武徳初置。隸營州。領涑沫靺鞨烏素固部落。

とあつて、此の部がもと粟末（涑沫）靺鞨に属して居たこと、唐に來属して慎州とせられたこと、慎州設置は武徳の初めであつたこと、營州の都督を受けたこと等を伝へてゐる。此の烏素固部に就いて先づ考究す可きはその原住地、來投の経路、原因、時期等である。先づ原住地に就いて考へるに、舊唐書の同卷・黎州の條に

載初二年。析慎州置。處浮渝靺鞨烏素固部落。隸營州。云云。

とあつて彼等が粟末部中の浮渝（扶餘）靺鞨に隸し、従つて扶餘地方を原住地として居たことを示してゐる。さればその來投路は農安・朝陽街道であつたであらうと推測せられる。

さて烏素固部を以て置いた慎州の創設が武徳の初めであつたとすれば、武徳は高祖建国の年号あるから、その帰属の時期は唐初又は隋代であつたこととなる。燕州の例より推して寧ろ隋代ではなかつたかとの考へが強く抱かれる。

所が同書の營州の條を見るに

上。略。管營・遼二州。貞觀二年又督昌州。三年又督師・崇二州。六年又督順州。十年又督慎州。今督七州。

とあり、營州が慎州を隸下に置いたのは貞觀十年であつたと云ふ。先掲記事に云ふ如く、慎州は創置と同時に營州都

督府に属したのであるから、營州の統督が貞観十年に初まると云ふことは慎州の設置が此の年であることを意味し、延いては彼等の来投が此の年かその前の九年頃であつたことを暗示する。此を慎州條下に云ふ武徳の初めと對比すれば約二十年の大きな距りがある。果して何れが正しいのであらうか。此の疑問を解く為めには彼等の来属の原因を併せ考察す可きで、それには原住地たる扶餘方面の形勢を觀察する必要がある。

唐初靺鞨入貢表（已掲再用）

年 号	西 曆	月 日	記 事
武徳五年	六二二	一月	渠帥阿固郎来朝
七年	六二四	七月	同
九年	六二六	九月	靺鞨朝貢
貞観二年	六二八	二月丙戌	靺鞨内属
同	同	一二月	靺鞨別部遣使朝貢
三年	六二九	一二月壬午	靺鞨遣使入貢
五年	六三一	一月	黑水靺鞨遣使朝貢
六年	六三二	一月	靺鞨遣使朝貢
八年	六三四	四月	靺鞨巨帥来朝
一四年	六四〇	一	黑水靺鞨与流鬼国遣使朝貢
一九年	六四五	正月庚午	靺鞨遣使来賀正貢方物

前章に詳述した如く、扶餘靺鞨は南北朝末より隋

初に至る迄突厥に隸属し、その關係から突厥に入貢すると共に、同じくその隸下に在つた霫・契丹等の住地を通り抜け、本稿に所謂農安・朝陽街道に由つて北朝・隋にも入貢してゐた。然るに開皇三年、突厥が隋に伐たれて衰へたるに乘じ、高句麗は扶餘地方を占領してその朝貢を禁じ、且つ突地稽等反高句麗派扶餘靺鞨の張本を驅逐して支那に亡命せしめた。所が隋末唐初の支那の大乱に乘じ、倍旧の勢力を盛返した突厥は再び扶餘靺鞨を高句麗より奪還した。かくて突厥に入貢貿易し得ることとなつた扶餘靺鞨は、唐の国威が伸展すると共に、隋初の旧の如く、

農安・朝陽街道によつて霫・契丹の住地を通過し、遙々唐に入貢することとなつた。その入貢の断続状態を回顧する爲めに先に掲げた入貢表を此所に再掲する。彼等の朝貢が武徳五年に初まつてゐるのは、此の頃より唐の国威が揚つて来た爲めであり、貞觀二年以後頻繁となつてゐるのは、此の頃、唐が塞外の羈者突厥を撃滅して北方民族を懾伏せしめた爲めである。而して此の頻貢が貞觀八年を以て中絶してゐるのは、突厥の滅亡に乗じて高句麗が又も扶餘靺鞨を征服して貢道たる農安・朝陽街道を閉じた爲めである。十四年・十九年の入貢は勃興した薛延陁の勢力が扶餘靺鞨にも及んで彼等に入貢の途を再開した爲めであり、二十年以後永く入貢の絶えてゐるのは、此の時薛延陁が唐に滅され、又もや扶餘靺鞨が高句麗の專制に歸し貢路が塞がれた爲めである。

此の入貢の断続に就いてさしづめ特別の注意を要するのは貞觀八年の杜絶である。此は従来突厥に属し唐にも修交してゐた扶餘靺鞨を高句麗が征服して終つた爲めである。此の征服に當り、従来扶餘靺鞨の親突厥・唐派の張本は高句麗の圧迫を被り窮境に陥つたであらう。類例は隋の時高句麗に馭迫せられた突地稽に見ることが出来る。八年の入貢を特に渠帥と記してゐるのも、窮境に追ひ込まれた反高句麗派の張本が唐に救援を求めて来たことを暗示してゐる様に思はれる。然し唐として遙々此所に援軍を送ることは不可能であり、さればとて高句麗に制止命令を出して思ひ止らせることも出来なかつた。高句麗は、已述の如く、表面臣服の形式はとつてゐたが、現実問題に就いては唐命など一顧もしなかつたからである。かくて唐は高句麗の扶餘地方征服を見送るより外に方法がなかつた。さすれば反高句麗派の張本としては、突地稽の先蹤に従ひ、唐に亡命する以外に身を全うする途は無かつたわけである。かくて来投したのが烏素固部の集團であらう。その時の總帥が誰であつたかは史伝を缺く。来投の事情をかく解すれば、その



時期は貞觀八・九年頃と思はれる。そして此の來投烏素固部を処置する爲めに新設したのが慎州で、それは貞觀十年であつたのであらう。慎州設置の年は、營州條下の記事に従つて十年説をとる可きで、慎州條下の武徳初年説は何かの誤りであらう。

さて烏素固部が在扶餘時代より親唐派の中心であつたとすれば、唐に入貢せる扶餘靺鞨も主として彼等一党であつたと見る可きであらう。即ち表中八回の靺鞨入貢（武徳五年より貞觀八年に至る九回の中、黒水一回を除く）中、別部とある一回を除く他の七回は殆んど烏素固部又はその与党に相違なく、殊に連続入貢せる渠帥阿箇朗は烏素固部の酋長たること殆んど疑ひあるまい。烏素固部を率ゐて來投せる渠帥は貞觀八年、唐の援けを求めに入貢せる某渠帥でそれは武徳中連続入貢して親唐振りを見せてゐる阿箇朗その人か、又は彼の後継者ではないかと思はれる。但し此れは一片の推想たる範圍を出でない。要するに、烏素固部は高句麗に驅迫せられ、扶餘地方より唐に帰属したのであつて、それは先例たる突地稽の帰属（五八五）より約五十年後の貞觀八・九年（六三四・五）頃であつたと推測せられるのである。

## 第二項 帰属に対する唐の処置

烏素固部の來属に対し、唐は慎州を創置して彼等を住せしめ、營州の隸下においたこと先述の如くである。此の州も亦燕州と同様烏素固部靺鞨の集團に与へられた名稱で、州斤と州民とのみより成り、所謂「無実土」き州であつたと解す可きである。州の位置は判らないが、營州の界内に置かれたものに相違ないから、今の朝陽附近と見て差支へあるまい。又彼等は特殊部落的に集團生活を続けることを認められて居たものと想はれる。州の長官、即ち刺史には勿

論部長が充てられたであらう。但し世襲であつたか否か判らない。次いで載初二年（六九〇）、即ち帰屬後五十余年を経て慎州靺鞨を析いて黎州を創置したこと先に述べた如くである。黎州も亦実土無き州であつたことは云ふ迄もあるまい。その位置も不明であるが、やはり營州界内に置かれて居たのであるから、朝陽近辺と見て差支へない。何故黎州を析置したかに就いての説明はなく、大いに考察を要する問題であるが、とにかく二州への分離は烏素固部の分裂に外ならぬ。従つて二州への分離は帰屬後に於ける烏素固部が当面した最大の問題であつたと云ひ得る。黎州の刺史は当然此の分離派の総帥が任ぜられて居たと見る可きであらう。

旧唐書の地理志に依れば、慎州は、万歲通天（六九六）年間、營州の契丹人孫萬榮・李盡忠等の叛乱に際して一時瀋・青（山東）の間に遷され、神龍の初め（七〇五）、幽州管内に還されたと云ひ、黎州も同じ乱に宋州（河南）に遷され、同じく神龍の初め幽州管内に還されたと云ふ。実土無き二州の移動は結局二派に分れた烏素固靺鞨人の移動に外ならず、それは乱に乗ずる万一の蠢動に備へての処置であつたのであらう。但し此の部の酋長、即ち刺史には燕州の突地稽・李謹行父子の如き傑物の出た形迹は無く、又部人がその驍勇を發揮した形迹もない。更にその末路に就いても伝へられる所がない。何時しか漢人の間に同化吸収せられ去つたのではないかと思はれる。入支後の烏素固部が目立つ程の活躍をしてゐないことは、その二集團への分裂と共に、その内部構成を考へる上に注目すべき重要事項である。

### 第三項 帰屬後に於ける部の内部構成

帰屬後に於ける烏素固部が營・幽兩州の界内に彼等丈の特殊部落をなして部族生活を続けてゐたことは上述の如く

で、かうした生活形態は比較的長く彼等の固有習俗を保たしめたことと思はれる。

先づ、彼等の生業に就いて考へるに、此に關する史料は全くないが、原住地時代の獵農生活をそのままもち來り、帰屬後もかかる生業に依りつつ次第にその農業の重要性をまして行つたことと思はれる。次に戸口に就いて檢するに、來屬當時に關しては全く所伝無く、只天寶年間のもののみが伝へられてゐるが、それによると、慎州は二百五十戸、九百八十四口で、此より分離した黎州は却つて母体よりも大きく、五百六十九戸、一千九百九十一口となつてゐる。都合八百十九戸、二千九百七十五口を計へ、此れが烏素固部に關する唯一の戸口統計である。所でその一戸当り平均口数は、各州別に於いても、兩州合計に於いても、大約一戸三人半となる。此は先の燕州靺鞨の平均六人弱に比し、又通古斯族の一般戸口比から見ても、余りにも少な過ぎる。即ち此の戸口調査は信を置き難いものと云はねばならぬが、かかる割合は戸数の誇張に由つて生じたと見るよりも主として漏口によつたものと考へられ、従つて口に比し戸の數の方が確實性が多い様に思はれる。然も實際の戸数は此より多いことはあつても、少いことはなかつたであらう。漏戸・隱戸は予想せられるが、過大報告や詭名立戸は予想せられないからである。即ち右の戸口統計は頗る確實性を缺くが、兩州合して八百數十戸以上に達したこと又は此の統計から推算することが出来る。又通古斯族の平均口数を考慮し、又燕州靺鞨の統計を参照して一戸六口平均とすれば大約五千口前後となる。先づ九百戸五千口前後と推算して大過あるまい。此を同じ天寶年間の燕州の二千余戸、一万余口に比すれば半数にも足らず、更に隋初來投當時の千余戸數千口に比しても尙小である。所で燕州は最後迄一州のままで統治せられ、別州を析置することは無かつた。されば烏素固部の二州への分裂は、その勢力の過大を恐れた唐の措置では無かつたことが明かとなる。唐の強制措置に非

すとすれば、此の分裂の原因は部の内部事情に求む可きであらう。或は惟ふに、慎州刺史たる現烏素固部長の實力を凌ぐ有力者が部内に現れ、それがその一党を率ゐて分離したので、唐は此を別の一州として統治せしむ可く黎州を創置したのではあるまいか。黎州の戸口がその母体たる慎州よりも遙かに多く、二倍を越えて居る事實は此の推測を支へる一資料と見るを得よう。尙此のことに就いては後文に他の面からも考説する。兩州分裂の原因をかく内部事情に在りとすれば、慎州刺史もやはり一般の唐の刺史とは異り、任期をもたず、終身もしくは世襲であつたと推測せられる。もし任期制であれば、たとへ現刺史を凌ぐ有力者が現れるか、或は現刺史に対する不満が昂つても、部人を分ち新な州を創置することなく、簡単に刺史を交送せしめることによつて問題を解決し得る途があつた筈であるからである。刺史交送による解決策を探り得なかつたのは、刺史が終身制若しくは世襲制であつた為めであらう。唐の羈糜州には世襲刺史制が多いから、恐らく慎州も世襲であつたのであらう。

燕州の鞬鞞内には夥しい奴隸が居り、その戸口増加も奴隸の増加を一因としてゐるもの如く解せられることは先に述べた如くである。而して此の奴隸増加は内部の階級分化を促進強化し、貴族的勢力者を成立せしめ、就中、酋長一家は特に多数の家僮を擁して強大牢固たる地位を築き、その懸絶した勢威を以て部人を隸臣化せしめ、殆んど君主として総部長の地位、従つて刺史を独占世襲したことも先に述べた如くである。燕州二千余戸一万余人を確實に掌握圧服して終に分裂せしめ無かつた所以のものは、かかる奴隸所有の上に立つ総部長一家の権勢の強大確固たることに在つたと云はねばならぬ。此に反し、燕州よりも戸口の少い烏素固部の内部的分裂を抑へ得なかつた此の部の部長は、その勢力微弱で、地位の基礎も不安定であつたと見なければならぬ。而して基礎の不安定は、燕州の場合に於けるが

如く、部長の私有財産、特に奴隸の所有による支配的地位勢力の確保養成が充分でなかつたことを示す。燕州靺鞨の奴隸、殊に綏部長の財産は入支後の活躍によつて獲得したものである。所が烏素固部は入唐後戰場に馳騁勇戦した形迹のないこと、已述の如くである。此れは彼等に従征の機会が無かつた為めではない。彼等の入唐後も高句麗・薛延陁・吐蕃等に対する大規模の外征は屢々行はれてゐる。又部人が寡少であつた為めのみでもない。千人近くの兵を出し得たと推測せられる此の部として、従征して相當の活躍をなすことは充分出来た筈である。彼等が活動をしなかつた主な原因は此れを指導する部長に突地稽・李謹行父子の如き傑物が居なかつた為めと解せられる。かくて烏素固部は奴隸獲得の絶好の機会たる戰場に活躍すること無く、従つて部全体としても、又部長家としても多数の奴隸を有するに至らず、延いては内部の階級分化、殊に部長家の基盤強化も燕州の如き顯著さを見なかつたものと解せられるのである。但し奴隸の所有が全く無かつたと云ふのでは無い。

烏素固部が唐に歸屬した当時の戸口数は所伝なく、全く知るを得ない。燕州の靺鞨は突地稽の來属以後約百六七十年の間に大約二倍近くになつて居る様であるが、その中には此の部の大活躍に依つて獲得せられた夥しい奴隸を含んでゐるのであるから、純自然増加では無く、従つて此の率を奴隸の増加を認め難い烏素固部にあてはめることは安当でない。烏素固部人は増減その何れであつたかも知れないのである。然し仮に燕州と同様の率を以て膨脹したとして計算すれば、在支百年後の天寶の戸数が大約九百戸近くと推定せられるのであるから、入唐当時は大約五百数十戸、三千数百口となる。然し実際には燕州の如き膨脹率は望めないのであるから、更に此より多かつたと見るのが眞に近いであらう。仮に減少して居たとすれば、入唐当時の数は更に大きくなる。何れにしても六百戸前後三千余口を計へ

たことは先づ誤りないであらう。仮に六百戸と見ても、此が単一の部族集團であつたとは考へ難い。更にその内部が若干の部に分れてゐたと見るのが穩当である。

通古斯族の集團構成の最下單位をなす一酋長配下の戸数を通觀するに、山地と平地、肥地と瘠地、酋長の力量、部の民度等によつて大小の差があるが、歴史の前後を通じて数十戸乃至百数十戸で、二百戸以上は特大の部に属してゐる。扶餘地方は肥沃な平地で、民度も概して高かつたが、それにしても五六百戸が一酋長を戴く最下單位の集團であつたと見るには余りにも過多である。同じ扶餘地方より来属した突地稽の入支当時の千余戸は八部に分れてゐたのであるから、此の割合よりするも、烏素固部の内部は更に数個の小组に分れてゐたと見る可きであらう。舊唐書卷三

地理志・河北道夷賓州の條に

乾封中（六六六一七）。於營州界內置。処靺鞨愁思嶺部落。隸營州都督。萬歲通天二年。遷於徐州。神龍初還隸幽州都督。領縣一。戸一百三十。口六百四十八。

とあつて、來投の愁思嶺部落を以て設置した靺鞨族の州が一百三十戸、六百四十八口であつたと云ふ。此の部落は恐らく唐の高句麗討滅の役に於いて唐軍の威容にうたれ高句麗領内より来歸したものと想はれ、やはり粟末部に属して居たものと解せられる。それが一百三十戸であつたことは、粟末靺鞨の集團の最下單位が百余戸程度であつたことを示す一例と見るを得可く、又その戸口比が一對五となつてゐるのも彼等の平均家口数を窺ふ一の参考となる。此の例より推すに、六百戸以上と推定せられる烏素固部が数部の小集團より成るものであり、又戸口比は少くとも一對五以上であつたことは益々認めなければならぬ。

想ふに、烏素固部は、燕州の靺鞨集團と同様、若干の小部の結合体で、各小部には部長があり、その一人が大部長即ち所謂渠長となり、入唐後は唐の官吏として慎州刺史に任じ、以て全部落を率ゐるのであらう。小部長中より選任せられた総部長は此の結合体の盟主たる地位に立つてゐた者と見る可きで、君主と解することは出来ない。従つて此の結合の紐帯は総部長の君主的統轄權に在つたのでは無く、各小部の立場を代表する小部長の協議に在つたと見なければならぬ。各小部の利害に協調不能の喰違ひを生じた場合、集團は分裂する恐れが多分に在つたと思はれる。又現総部長を凌ぐ有力者が現れた場合、総部長は取つて代られる可きであり、現総部長が此を承認せざれば集團は紛糾に陥り、同じく分裂する危険があつたと解せられる。黎州が慎州より分離した事實は、かうした想定の下に立つ時、初めてその所以を合理的に解することが出来る。即ち此の分離は、現総部長たる慎州刺史を凌ぐ有力者が現れ、集團内の諸部は現総部長派と、新興有力者派とに分れ、その收拾不能となり、新有力者はその一派を率ゐて慎州刺史たる現総部長の支配より離れ、黎州刺史として対等の地位を得たものと見られるのである。若し総部長が強大な君權を振ひ、此の君權によつて集團を固めてゐたのならば、かうした大分裂は無かつたであらう。

上述の如く、烏素固部の内部は更に若干の小部に分れてゐたと想はれるのであるが、その小部名は一として伝へられてゐない。烏素固部と云ふのは小部の結合した大部の名称である。所が同じ小部の八個の結合體である燕州靺鞨には、八小部の名は残らず伝へられてゐるに拘らず、その結合體の部名は伝へられてゐない。一方に烏素固部と云ふ大部の名称が伝へられてゐる以上、他方にもそれに該当するものがあつたと考ふ可きであらう。それが伝へられてゐないのは寧ろ奇妙である。八部の中、来属当時及びそれ以後引續いて総部長を出して居たのは厥稽部である。集團の名は或

は此の厥稽部の名がそのまま用ひられてゐたのではないかと一応は考へられるが、それも確かでない。此の集團の来属當時のことを最も詳細に伝へた北蕃風俗記を見るに

初開皇中。粟末靺鞨與高麗戰不勝。有厥稽部渠長突地稽者。率勿賜來部・窟突始部・悅稽蒙部・越羽部・步護賴部・破奚部步々括利部。凡八部勝兵數千人。云云。

とて八部の部名を挙げ乍ら、その集團名をあげず、集團の総部長たる突地稽を厥稽部の渠長としてゐるのは、一見、厥稽部が一小部の名称たると共に集團の名称でもあつたかの如き感を与へるが、さりとて此れ丈でかく断することも出来ない。結局此の集團の名称は不明と云ふの外ないが、無名のままでは此を指称する上に不便を感じるので、本稿では仮に突地稽集團と呼び、爾後の行文に便することとする。